

請願・陳情事項一覧（平成30年5月15日審査分）

| 請願・陳情番号 及び請願者・陳情者 | 件名及び要旨 | 局の考え方 | 経過 |
|--|--|---|-----------|
| <p>【平成30年請願第4号】 麻生 浩平</p> | <p>デイサービス型地域活動支援事業に関する平成30年1月10日付健康福祉局障害福祉部障害者支援課長名通知を撤回し、これまでどおりの制度運用及び支給決定要件の継続を求める件</p> <p>1 デイサービス型地域活動支援の夕方活用を、今後も希望する全ての障害のある者に認めていくために、平成30年1月10日付健康福祉局障害福祉部障害者支援課長名通知を撤回し、これまでどおりの制度運用及び支給決定要件を継続すること。</p> | <p>局の考え方</p> <p>デイサービス型地域活動支援事業とは、障害のある方々が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動といった日中活動される機会を提供する本市実施のサービスである。</p> <p>また、平成30年1月10日付通知についてであるが、その主旨としては、国サービスである日中活動系障害福祉サービスの報酬算定が、日額単位で行われており、同一日にデイサービス型地域活動支援事業所と併給する場合の報酬算定の基準が明確でなかった。そのため、日中活動系障害福祉サービスを2時間だけ利用した後、デイサービス型地域活動支援事業所を1時間未満利用し双方で請求を行うような事案が発生した。このような事案に対応するため、本通知において同一日に併給を認める要件を「介護者が不在等により特に支援の必要性があると判断する場合」と明確化したものである。その部分について、一部の利用者の方々から、今後夕方、夜間においてデイサービス型地域活動支援事業所の利用が出来なくなるのではないかとご不安の声をいただいた。</p> <p>その声を受けて、平成30年3月22日付で追加通知を行い、併給が認められる要件の「介護者が不在等」には、<u>介護者が不在であること以外にも</u>、本人の心身の状態による支援の必要性や、個別のニーズに基づく必要性なども含まれることを周知した。併せて経過措置として、現在支給決定中の利用者が、更新申請の際に、同一日における併給を希望される場合には、現在の生活状況を確認のうえ、引き続き支給決定を行う旨についても周知することによって、デイサービス型地域活動支援事業所の夕方、夜間の利用について、必要に応じてお認めしていく方針としたところである。</p> <p>今後においても、利用者に不安を与えることのない福祉行政に努めてまいりますのでご理解賜りたい。</p> <p style="text-align: right;"><不採択></p> | <p>新規</p> |
| <p>【平成30年請願第5号】 名古屋市民議会 代表 近藤 靖治</p> | <p>食の安全を守るために、主要農作物種子法の廃止を撤廃することを求める意見書提出に関する件</p> <p>1 食の安全を守るために、主要農作物種子法の廃止を撤廃すること。</p> | <p>局の考え方</p> <p>主要農作物種子法は、我が国の基幹的作物である稲や麦類、大豆の優良な種子の生産及び普及を促進するため、各都道府県が種子の生産について、ほ場審査その他の措置を行うことを目的とした農林水産省所管の法律である。</p> <p>この法律は、戦後の食糧増産という国家的要請を背景とし昭和27年に制定されて以来、主要</p> | <p>新規</p> |

| | | | |
|--|---|---|-----------|
| | | <p>作物の優良な種子の生産及び供給に寄与する役割を果たしてきたところである。</p> <p>しかし、民間の品種開発意欲を阻害し、農業の国際競争力の強化に向けた官民総力を挙げた種子の開発・供給体制を構築することができないという理由から、廃止する法律が本年4月1日に施行されたところである。</p> <p>法廃止後は、種子その他の種苗の一般法である種苗法に基づく生産等に関する基準によって優良な種子の品質を確保することとし、供給体制は都道府県ごとに決めていくとしている。</p> <p>なお、本年4月19日、国においては、主要農作物種子法を復活するための法案が、衆議院に提出されたところである。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p> | |
| <p>【平成30年陳情第4号】 小野 碩鳳</p> | <p>介護つき有料老人ホームに対する名古屋市独自の補助金をつくることを求める件</p> <p>1 介護つき有料老人ホームに対する名古屋市独自の補助金をつくること。</p> | <p>介護付き有料老人ホームについては、要支援から重度の要介護状態にある方々の様々なニーズに対応していただいております。高齢者の方々が安心して生活できる住まいとして、重要な役割を担っていただいていると認識しています。</p> <p>しかしながら、介護付き有料老人ホームにおける介護保険のサービス提供については、全国一律の基準による介護報酬が支給されているものであるもので、ご理解賜りたい。</p> <p style="text-align: right;"><聞き置く></p> | <p>新規</p> |
| <p>【平成30年陳情第7号】 ゆたか福祉会労働組合 執行委員長 住屋 信吾</p> | <p>憲法第25条を守り、障害者権利条約に基づいた障害者福祉施策の実現を国に要望するとともに、市独自に利用者本位の施策を推進し、あわせて福祉労働者の労働条件の改善につながる施策を講じることを求める件</p> <p>1 障害者権利条約や障害者自立支援法違反訴訟における基本合意、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言の内容に沿った障害者福祉施策の実現を、国に強く要望すること。また、名古屋市としても、独自に利用者本位の障害者福祉施策を推進すること。</p> | <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる「障害者総合支援法」については、法律の施行後3年を目途として障害福祉サービスのあり方や支給決定のあり方について検討を行うこととされていた。その検討を踏まえ、平成28年3月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成28年5月に成立し、平成30年4月に施行されたところである。</p> <p>障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うといったこと等が主な改正内容となっている。</p> <p>なお、平成30年度の改正法施行後3年を目途として、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっている。</p> <p>また、本市独自の障害者福祉施策の推進としては、国制度では利用者負担の軽減対象とならない世帯について、独自の軽減策を引き続き実施するほか、移動支援等の市町村事業についても、低所得者の負担を無料としている。さらには本市独自に、障害福祉サービス事業所に対する各種補助制度を設けるなど、利用者本位の障害者福祉施策を推進しているところである。</p> <p style="text-align: right;"><聞き置く></p> | <p>新規</p> |

| | | | |
|------------------------------|--|---|---|
| | <p>2 福祉労働者の労働環境・労働条件の抜本的な改善につながる施策を講じること。</p> <p>3 社会福祉法人以外の運営主体の参入の増を理由に、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成を廃止したことは容認できないため、社会福祉法人の役割を発揮させていくためにも、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成を復活させるよう国に要望すること。あわせて、名古屋市としても、独自に公費助成の実施を検討すること。</p> | <p>平成30年4月の報酬改定において、基本報酬で0.47%のアップが実施され、地域区分が国家公務員の地域手当に準拠して見直されたことで、本市の上乗せ割合が12%から15%に上がった。</p> <p>また、平成29年4月の報酬改定において拡充された「福祉・介護職員処遇改善加算」についても継続されており、来年10月には、さらなる処遇改善も予定されている。</p> <p>こうしたことで、事業所職員の処遇改善が図られるものと考えているが、本市としても、加算制度の周知や啓発に引き続き努めていく。</p> <p style="text-align: right;"><聞き置く></p> <p>社会福祉施設職員等退職手当共済制度への公費助成の見直しについては、社会福祉施設職員等退職手当共済法の改正により障害者総合支援法等に関する施設・事業について、介護保険施設等と同様に、平成28年4月1日より公費助成が廃止されたところである。</p> <p>また、公費助成廃止の理由は、社会福祉法人とそれ以外の運営主体への対応は同様であるべきという考え方に基づくものであり、社会福祉法人以外の事業参入が多い現状を踏まえ、本市としても、同様の観点から、独自の公費助成を実施することは考えていないので、ご理解賜りたい。</p> <p style="text-align: right;"><聞き置く></p> | |
| <p>【平成28年請願第5号】 中村 亘</p> | <p>介護保険制度の改善を求める請願に関する件</p> <p>1 介護保険料および利用料の独自の減免（減額）制度を作ること</p> <p>2 特別養護老人ホームなど介護施設を増設し、待機者を早期解消すること</p> | <p>介護保険制度は、全国一律の制度であることから、保険料及び利用料の負担軽減については、本来、法制度の枠組みの中で対応すべきものと考えており、低所得者の方々に対する介護保険料及び利用料の負担軽減拡大など、必要な措置を講ずるよう、大都市民生主管局長会議等の要望活動を通じ、国に対し要望しているところである。</p> <p>平成27年度の制度改正においては、国の施策により、消費税率の改定分を財源とした保険料軽減の拡充が講じられたところである。</p> <p>今後の消費税を財源とする、さらなる保険料軽減強化については、国の動向を注視し、適切に対応して参りたいと考えている。</p> <p>利用料に関しては、世帯の課税状況等により、一定以上負担した場合には負担額が返還される「高額介護サービス費」及び「高額医療合算介護サービス費」の制度がある。</p> <p>低所得の方の保険料及び利用料の負担軽減については、国に対して引き続き要望して参りたいと考えている。</p> <p>なお、本市においては、認知症高齢者グループホームに入居する低所得の方に対する居住費の助成を、平成30年1月から実施しているところである。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p> <p>施設・居住系サービスの整備数については、第7期計画の中で、入所申込状況を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの3年間で、特別養護老人ホーム630人分をはじめ、1,080人分の整備目標を掲げ整備を進めているところである。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p> | <p>28.4.25 28.9.6 29.4.26 29.9.8 保留</p> |

| | | | |
|--|---|---|-----------------------|
| | <p>4 介護サービス利用希望者は、全て要介護認定を実施すること。また、要支援者の訪問介護・通所介護については、専門職による現行のサービス水準を維持すること</p> <p>5 介護職員が離職することがないよう待遇を改善すること</p> <p>6 国庫負担を引き上げるよう国に要請すること</p> | <p>本市の「介護予防・日常生活支援総合事業」について、従来の介護予防訪問介護・通所介護と同様の基準による専門的なサービスに加え、多様な担い手による、基準を緩和した新しいサービスの提供を行っている。</p> <p>これらのサービスの利用にあたっては、相談受付を行ういきいき支援センター等において、サービスの内容や手続き方法について丁寧にご説明した上で、要介護・要支援認定申請を希望される方については、従前通り認定申請をしていただいている。</p> <p>また、ケアマネジメントにおいて、ご本人の意向や心身の状況を丁寧に聞き取った上で、専門的なサービスが必要な方については、これまでと同様のサービスをご利用いただいている。</p> <p>今後も、引き続き周知や丁寧な説明に努めるとともに、適切なサービス利用につなげていく。 <保 留></p> <p>安心して介護を受けていただけるよう質の高い介護サービスを安定的に提供できる体制を整備し、また、地域包括ケアシステムの構築を進めていくために、介護人材の確保・定着は非常に重要な課題であると認識している。</p> <p>介護職員の処遇改善に直結する適正な賃金・労働条件の確保については、本来、法制度の枠組みの中で対応するべきものと考えており、国に対し適正な介護報酬を設定すること等について、これまでも指定都市共同要望等を通じ国に要望してきたが、平成29年4月から介護職員処遇改善加算が拡充され、介護職員1人当たり月額平均1万円相当の賃金改善が図られたところである。なお、平成31年10月には、さらなる処遇改善が予定されている。</p> <p>介護職員の処遇改善については、今後も引き続き国に要望してまいりたいと考えている。 <保 留></p> <p>本市においては、介護保険の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源のうち、国の負担割合を引き上げることにについて、大都市民生主管局長会議等を通じ、国に対し要望を続けている。 <保 留></p> | |
| <p>【平成29年請願第18号】 名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会 代表者 三浦 孝明</p> | <p>国民健康保険制度、高齢高齢者医療制度及び介護保険制度の改善を求める件</p> <p>1 国民健康保険料を大幅に引き下げること。</p> <p>2 国民健康保険料の減免制度を拡充し、該当する全世帯を自動的に減免すること。</p> | <p>平成30年度からは国民健康保険の都道府県単位化が行われたが、本市としては、平成29年度の保険料水準を維持するように賦課率を設定し、さらに国民健康保険料の均等割額を3%引き下げるなどの各種軽減策を継続しているので、ご理解賜りたい。</p> <p><保 留></p> <p>本市では、大変厳しい財政状況の中ではあるが、本市独自の保険料の減免を実施しているところであり、昨年度からは、みなし寡婦（夫）の方について、所得控除と共に、減免の適用を実施している。</p> <p>さらなる一般会計からの繰入が必要となる減免制度の拡充は、困難なものと考えている。</p> <p>また、減免制度は、特別の理由がある世帯に対する制度であり、それぞれの世帯の状況については、被保険者の方から申請をいただき、確認のうえ減免を行っている。</p> | <p>30.1.22 保留</p> |

このような減免制度を適切に活用していただくためには、被保険者の方への周知が重要であると認識しており、保険料の納入通知書に「減免制度の案内チラシ」を同封している。また、昨年度から保険証の一斉更新時にも重ねてチラシを同封し、さらなる制度の周知に努めているところであるので、ご理解賜りたい。

<保 留>

3 0歳の乳児から18歳までの子供は、均等割の対象としないこと。

子どもの均等割保険料の軽減措置については、国民健康保険法等の一部改正に対する参議院附帯決議により、国と地方の協議において、現行制度の趣旨や国民健康保険財政に与える影響等を考慮しながら、議論されることとなっている。

本市では、加入者の保険料負担を抑制するため、均等割額の3%引き下げを行うほか、所得割保険料の算定において、子育て中の世帯などに配慮した控除などを実施しているところであるので、まずは国と地方の協議について情報収集に努め、慎重に議論を見守るべきものと認識しているので、ご理解賜りたい。

<保 留>

5 後期高齢者医療制度の保険料の9割軽減などの軽減特例を継続するよう国に求めること。

後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例については、国において、世代間や世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から見直しについての議論が重ねられ、その結果として、「所得割の5割軽減は、平成29年度に2割軽減、平成30年度に本則どおり軽減なしとする」、「元被扶養者の均等割9割軽減は、平成29年度に7割軽減、平成30年度に5割軽減、平成31年度に本則どおり加入後2年間のみ5割軽減とする」とされたところである。

一方、「均等割の9割、8.5割軽減は、低所得者に配慮して今般は据え置きとし、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせて見直す」とされているところである。

このように、低所得者の保険料の均等割を9割軽減、8.5割軽減する特例は今般は維持されたところであるが、本市としては、今後とも所得の低い方に十分な配慮がなされるよう、実施主体である愛知県後期高齢者医療広域連合を通じて、必要な意見を述べてまいりたいと考えている。

<保 留>

6 介護保険料を引き下げ、介護保険料及び介護保険利用料の独自の減免制度を新設すること。

まず、介護保険料額については、3年ごとに保険給付費の伸び、保険料の収納率等を見込み、算定しているのでご理解くださいますようお願いする。

また、介護保険制度は、全国一律の制度であることから、保険料及び利用料の負担軽減については、本来、法制度の枠組みの中で対応すべきものと考えており、低所得者の方々に対する介護保険料及び利用料の負担軽減拡大など、必要な措置を講ずるよう、大都市民生主管局長会議等の要望活動を通じ、国に対し要望しているところである。

平成27年度の制度改正においては、国の施策により、消費税率の改定分を財源とした保険料軽減の拡充が講じられたところである。

今後の消費税を財源とする、さらなる保険料軽減強化に関しては、国の動向を注視し、適切に対応して参りたいと考えている。

利用料に関しては、世帯の課税状況等により、一定以上負担した場合には負担額が返還される「高額介護サービス費」及び「高額医療合算介護サービス費」の制度がある。

低所得の方の利用料及び保険料の負担軽減につきましては、国に対して引き続き要望して参りたいと考えている。

| | | | |
|---|--|---|---|
| | <p>7 要支援者が今までどおり介護サービスを受けられるようにすること。</p> | <p>なお、本市では、認知症高齢者グループホームに入居する低所得の方に対する居住費の助成を、平成30年1月から実施しているところである。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p> <p>本市の「介護予防・日常生活支援総合事業」については、従来の介護予防訪問介護・通所介護と同様の基準による専門的なサービスに加え、多様な担い手による、基準を緩和した新しいサービスの提供を行っている。</p> <p>要支援の方については、ケアマネジメントにおいて、ご本人の意向や心身の状況を丁寧に聞き取った上で、ご本人の状態に応じた必要なサービスをご利用いただいている。</p> <p>今後も、引き続き周知や丁寧な説明に努めるとともに、適切なサービス利用につなげていく。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p> | |
| <p>【平成28年請願第24号】 全日本年金者組合愛知県本部名古屋市内支部協議会 議長 渡邊 義巳</p> | <p>若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出に関する件</p> <p>2 全額国庫負担の最低保障年金制度を早期に実現すること。</p> <p>3 年金の支給開始年齢は、これ以上引き上げないこと。</p> | <p>年金制度の最低保障機能の強化については、平成24年に国会で審議がなされ、保険料納付のインセンティブを阻害しないようにするため、消費税を財源として、低所得者等に、保険料の納付期間に応じた一定の給付金を支給する「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」が成立したところである。</p> <p>本市会においては、必要な財源の確保を含め、安心を確保する社会保障の実現を図るため、受給資格期間を25年から10年に短縮する措置及び年金生活者支援給付金について、早急に実現することを要望する意見書を平成28年9月に提出している。</p> <p>その後、平成28年11月の法改正により、平成29年8月からは受給資格期間について25年から10年に短縮されたところでございます。</p> <p>なお、現在、国民年金の老齢基礎年金の財源は、2分の1が国庫負担となっている。すべての高齢者の方に、全額国庫負担による年金を一律に保障するという事は、年金財政にとって新たな負担となるものであるので、財源をどのように確保するかといった大きな課題があると認識している。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p> <p>年金の支給開始年齢については、平成6年及び平成12年の年金制度改革により、男性は平成37年度まで、女性は平成42年度までかけて、段階的に65歳まで引き上げることとされており、現在はその過程にある。</p> <p>その後については、過去の社会保障審議会年金部会においても議論が行われ、平成26年の財政検証の結果や高齢者の雇用の状況等を踏まえつつ、引き続き検討していく必要があるとされているものである。</p> <p>国においては、次期、平成31年の財政検証にむけ、平成30年4月に新たに年金部会が設置され議論が開始されたところであるので、引き続き国の動向を見守る必要があるところである。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p> | <p>29.2.8 29.4.26 29.9.8 保留</p> |

| | | | |
|--|---|--|----------------------------------|
| <p>【平成29年請願第2号】 愛知県医療介護福祉労働組合連合会 副委員長 西尾 美沙子</p> | <p>介護労働者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書提出に関する件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護職員を初めとする介護現場で働く全ての労働者の処遇改善を図ること。 2 介護保険施設の人員配置基準を、利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善し、1人体制の夜勤を解消すること。 3 介護職員を初めとする介護現場で働く全ての労働者の処遇改善を図ること並びに介護保険施設の人員配置基準を、利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること及び夜間の人員配置を改善し、1人体制の夜勤を解消することの実現を図るために、介護報酬の大幅な引き上げを行うとともに、処遇改善についての費用を国費で賄うこと。 | <p>安心して介護を受けていただけるよう質の高い介護サービスを安定的に提供していくために、介護人材の確保・定着は非常に重要な課題であると認識している。</p> <p>介護現場で働く労働者の処遇改善や、職員配置基準の改善、夜間勤務の軽減等、労働環境の改善を図るための財政措置を拡充するよう、これまでも大都市民生主管局長会議等の要望活動を通じ、国に要望してきた。</p> <p>国においても、平成29年4月から介護職員処遇改善加算を拡充し、介護職員1人当たり月額平均1万円相当の賃金改善を行っており、平成31年10月には、さらなる処遇改善が予定されている。</p> <p>本市としては、処遇改善や労働環境の改善等について、引き続き国へ要望して参りたいと考えている。</p> <p>なお、名古屋市会においては、介護の良質な人材を確保するため、国家戦略として抜本的な対策を講ずること等を求める「地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書」を平成26年7月7日付で国に提出されたほか、介護労働者などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること等を求める「介護・子どもに関する予算の充実・強化を求める意見書」を平成26年12月10日付で国に提出されている。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p> | <p>29.4.26 29.9.8 保留</p> |
| <p>【平成29年請願第3号】 愛知県医療介護福祉労働組合連合会 副委員長 西尾 美沙子</p> | <p>安全・安心の医療・介護の実現と夜勤・交代制労働の改善を求める意見書提出に関する件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医師・看護師・医療技術職員・介護職員などの夜勤・交代制労働における労働環境を改善すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバルの確保や夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。 (2) 夜勤・交代制労働者の労働時間を短縮すること。 (3) 介護施設などにおける1人体制の夜勤を早期に解消すること。 2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職員・介護職員を増員すること。 | <p>質の高い医療・介護サービスを安定的に提供していくためには、医師・看護師・介護職員等の労働環境の改善とその人材を確保することが大変重要な課題であると認識している。</p> <p>本市としては、従来から医師・看護師・介護職員等の勤務環境の改善や医療・介護人材の確保を国に要望してまいったところである。</p> <p>こうした中で平成26年にいわゆる「医療介護総合確保推進法」が成立し、国や各都道府県において、具体的な取り組みが行われているところであり、医師・看護師等の医療従事者に関しては、望ましい働き方や人材確保に向けた需給見通しの検討が、国において行われており、平成30年度中には、報告が取りまとめられる予定となっている。</p> <p>また、平成30年度の介護報酬改定では、特別養護老人ホームにおける、夜勤時間帯の看護職員等の配置や介護機器導入による業務効率化に対して、評価されることとなった。</p> <p>本市としては、医師・看護師・介護職員等の勤務環境の改善や医療・介護人材の確保等について引き続き国へ要望して参りたいと考えている。</p> <p>なお、名古屋市会においては、医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため、国家戦略として抜本的な対策を講ずること等を内容とする「地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書」を平成26年7月7日付で国に提出されたほか、介護労働者などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること等を求める「介護・子どもに関する予算の充実・強化を求める意見書」を平成26年12月10日付で国に提出されている。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p> | <p>29.4.26 29.9.8 保留</p> |

| | | | |
|---|--|--|----------------------|
| <p>【平成29年請願第9号】 愛知県社会保障推進協議会 事務局長 小松 民子</p> | <p>国民健康保険制度の都道府県単位化に関する意見書提出を求める件</p> <p>1 国民健康保険の事業費納付金及び標準保険料率の仮算定・本算定に関する情報を、一刻も早く公表すること。</p> <p>2 2018年度以降も、国民健康保険料・保険税を上げることなく、払える国民健康保険料・保険税にするために、十分な保険者支援を行うこと。</p> <p>3 一般会計からの法定外繰入や国民健康保険料の決定などに関して、名古屋市の判断と自主性を尊重すること。</p> | <p>平成30年度の事業費納付金等に関する情報については、平成29年10月23日に国から示された係数をもとに算定された仮算定が、平成29年11月27日に開催された平成29年度第2回愛知県国民健康保険運営協議会において公表された。また、平成29年12月25日に国から示された係数をもとに算定された本算定が、平成30年1月29日に開催された平成29年度第3回愛知県国民健康保険運営協議会において公表された。これらについては、概ね国が当初示したスケジュール通り公表されたものと考えている。</p> <p style="text-align: right;">＜審査打切＞</p> <p>国からの財政支援については、平成30年度より、制度改革に伴う財政基盤の強化が行われ、全国で約1,700億円規模の公費投入が行われた。その内容としては、保険者努力支援制度と財政調整機能の強化となっている。</p> <p>しかしながら、平成31年度以降の公費の在り方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとされていることから、引き続き、国・県の検討状況について注視していく必要があるものである。</p> <p style="text-align: right;">＜保 留＞</p> <p>県単位化後の事業運営は、県内の統一的な方針である愛知県国民健康保険運営方針の影響を受ける部分がある。</p> <p>県運営方針において一般会計からの法定外繰入のうち、解消・削減すべき項目の解消・削減の進め方は、被保険者の保険料負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解が得られる範囲で進めていくものとするところである。</p> <p>また、国民健康保険料の決定については、引き続き市町村が担うこととされ、本市の平成30年度の保険料については、前年度と同水準となるよう賦課率を92%と設定するなどの条例改正を前回の議会においてお認めいただいたところである。</p> <p style="text-align: right;">＜保 留＞</p> | <p>29.9.8 保留</p> |
|---|--|--|----------------------|

請願・陳情事項一覧 (平成 30 年 5 月 15 日 審査)

| 請願番号及び請願者 | 紹介議員 | 件名及び要旨 | 局の考え | 備考 |
|--|--|---|---|-------------------|
| <p>平成 30 年請願第 3 号 愛知県保険医協会 理事長 荻野 高敏</p> | <p>田口一登 江上博之 岡田ゆき子 山口清明 藤井ひろき くれまつ順子 西山あさみ さはしあこ さいとう愛子 高橋ゆうすけ 青木ともこ</p> | <p>社会保険診療に関する控除対象外消費税を解消することを求める意見書提出に関する件 1 社会保険診療に関する控除対象外消費税を解消すること。</p> | <p>社会保険診療については、社会政策的配慮から非課税とされており、医療機関等の仕入れに係る消費税等の負担に対しては、消費税導入以来、診療報酬等による上乗せ措置が採られてきている。</p> <p>平成 24 年に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」、いわゆる税制抜本改革法においても「診療報酬等の医療保険制度において手当をすること」とされており、平成 26 年の消費税率の引上げ時には、診療報酬及び薬価等の改定において、消費税対応分として 1.36%が上乗せされたところである。</p> <p>なお、中央社会保険医療協議会の分科会で示された消費税率 8%への引上げに伴う補てん状況の把握結果によると、医療機関等の控除対象外消費増税 (3%) 分については、診療報酬改定による対応により、補てん状況にばらつきが見られたものの、マクロでは概ね補てんされていることが確認されたとのことである。</p> | <p><新規></p> |

種子の安定供給・品質確保についての意見書

我が国においては、戦後の急激な人口増加に見合った食糧を確保するため、稲、麦及び大豆について、その優良な種子の生産と普及を都道府県に義務づける主要農作物種子法が昭和27年に制定され、主に都道府県の試験研究機関が、各地域の気候・風土にあった優良な品種の開発に取り組んできた。

本県においても、作付面積日本一となった水稻品種「日本晴」など、幅広い需要に応える戦略的な品種の開発に長年取り組んできたが、種子の品質が安定してきたことや、民間事業者が参入しにくいこと等を踏まえ、来年4月に主要農作物種子法が廃止されることとなった。

しかしながら、法の廃止により、都道府県の取組が後退することへの懸念や特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じるおそれが指摘されており、民間事業者が参入しやすい環境を整備する一方で、都道府県による稲、麦及び大豆の種子の研究開発の強化と安定供給を図っていく必要がある。

よって、国におかれては、種子の安定供給・品質確保を図るため、都道府県が従来通り種子の品種開発等を行うことができるよう、十分な財政措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

殿

愛知県議会議長
中野治美

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

参議院議長
総務大臣

コメ、麦…揺らぐ食の基盤

地方議会「種子法復活を」

日本の食卓に欠かせないコメと麦、大豆の種子の安定供給を都道府県に義務付けていた「主要農作物種子法」が三月末で廃止されたことに、懸念の声が高まっている。地方議会では国に対応を求める意見書が次々と可決され、消費者の関心を映画で高めようとする市民運動も拡大。こうした動きを受けて、野党は同法の復活法案を今国会に提出した。(社会部・谷悠二)

3月で廃止 意見書次々

種子法は戦後の人口増加による食糧難を防ぐため、一九五二年に制定。国の財政支援を受け、都道府県の農業試験場などがコメなどの種子を開発・管理し、農

の品質は安定し、法の役割を終えた」と「民間参入の妨げになる」として、種子法の品質は安定し、法の役割を終えた」と「民間参入の妨げになる」として、種子法

の品質は安定し、法の役割を終えた」と「民間参入の妨げになる」として、種子法

学校用の教材動画を制作するNPO「アジア太平洋資料センター」(東京)は、種子関連の法律を巡って反対運動が起きた中南米諸国の実情を追ったドキュメンタリーの日本語版を制作し、普及に努めている。

啓発映画 高まる関心

啓発映画「種子の自由」の制作費を募集。予想を上回る二百九十万円が集まり、今年三月に完成した。市民団体などに海外の巨大企業に独占される恐れがあることを訴えていきたく」と話す。

あまり注目されず、与党など賛成で成立した。この決定に地方は激感に反応した。種子法の廃止で、種子の価格高騰や少量生産品種の淘汰、研究者や研究成果の情報が大企業に流出するなどの懸念が広がった。

愛知県議会は昨年十二月、種子法復活に向けて、地方の種子開発への支援継続を国に求める意見書を全部でほか長野県議会と

同県内の十五市町村、滋賀県根拠市議会が含まれる。こうした動きに呼応し、希望の党は種子法の復活法案を作成。民間参入にも配慮する規定を盛り込み、四月十九日に民進、立憲民主など野党六党共同で衆院に提出した。政権を揺るがす問題が山積する今国会だが、野党各派は成立に向け、本格審議を自指す考えだ。

外国企業 独占の恐れ

山田元農相

民主党政権時代に農相を務めた山田正彦弁護士の話。種子法は、制定当初は食糧難への対応が目的だったが、その意義は都道府県の責任下で多様な種子が生産される法的根拠としての役割に割られていた。廃止で民間重視の政策に転換され、公的に守られてきた希少種子などが、効率的性の高い民間種に集約されていくことが懸念される。

※6月1日〜7月10日迄定期点検及びリニエアル工事に伴い休業致します。

御在所
ロープウェイ

① 一般的企业

2500万円の売上

8% 200万円

2000万円の材料費等

8% 160万円

$200 - 160 = 40$ 万円の納付

② 病院

2500万円の売上

ほかに非課税 0万円

2000万円の材料費等

8% 160万円

単純に考えれば

補償内容

$0 - 160 = -160 \rightarrow 160$ 万円は置けるか
売上に含まれる消費税と対応する部分の25%控除

$0 - 0 = 0$

160万円をカバーする形になる。

国は診療報酬でこの分を上げていると説明。